

別紙 1

あけぼの保育園時間延長型保育サービス（延長保育） 利用方法及び利用料の取り決め事項

1. 表 1・表 2 の延長保育時間については、標準時間認定の方の利用料。表 3 の延長保育料は、短時間保育認定の方の日額(単発)利用料になります。
2. 契約は、あけぼの保育園と利用者間とする。
3. 月単位、年単位の申請とし、利用開始の前月までに「申請書」を提出してあること。
4. 利用区分の変更、利用の辞退は前月までに「変更書」、「辞退届」を提出してあること。
5. 利用区分は特型、A特型、B特型、A型とし、時間帯と利用料は「表 1」とする。
6. 利用料は、利用のあるなしに関わらず、利用区分ごとにかかるものとする。
7. 利用区分以内の利用は、回数、時間帯に関わらず申請した区分料金とする。
8. 利用料は、月末締め翌月支払いとし、あけぼの保育園に支払うこととする。
9. 月単位、年単位申請にあつて、その申請区分の時間を越えて利用した場合は、該当する時間帯の利用区分を単独利用したこととし、別途利用料を「表 2」により、支払うこととする。
10. 緊急、突発の利用にあつても、原則として、利用日が決まった時点で連絡をすることとし、原則当日の 16 時までを申込み期限とする。
11. 緊急、突発時の利用料についても月末締め翌月支払いとし、時間帯と利用料は「表 2」とする。
12. 利用料の減免申請は、利用者が必要書類を添えて、あけぼの保育園に申請すること。
13. あけぼの保育園は、利用者からの減免申請により入間市に提出する。
14. 利用料の減免は、あけぼの保育園で受理し、市で処理する。
15. 取り決め事項は年度ごとで、変更となることがあります。ご承知おきください。

表 1 月額（月、年単位の申請、利用）

区分名	利用区分	利用料(0～2歳)	利用料(3～5歳)
特型	午後 6 時 1 分～6 時 3 0 分 離乳完了後から	3,000 円	2,000 円
A 特型	午後 6 時 3 1 分～7 時 0 0 分	6,000 円	4,000 円
B 特型	午後 7 時 0 1 分～7 時 3 0 分 一歳児クラスから	8,500 円	5,500 円
A 型	午後 8 時 0 0 分まで	12,500 円	8,000 円

表 2 日額（1 日単位の申請、利用）

区分名	利用区分	利用料
特型	午後 6 時 0 1 分～6 時 3 0 分	500 円
A 特型	午後 6 時 3 1 分～7 時 0 0 分	1,000 円
B 特型	午後 7 時 0 1 分～7 時 3 0 分	1,500 円
A 型	午後 8 時 0 0 分まで	2,000 円

表 3 保育短時間認定の方の日額（1 日単位の申請、利用）

区分名	利用区分	利用料
早朝保育	午前 7 時 0 0 分～8 時 3 0 分	30 分ごと 50 円
延長保育	午後 4 時 3 0 分～6 時 0 0 分	30 分ごと 50 円

※保育短時間認定の方が午後 6 時以降の延長保育を利用された場合は、表 3 の延長保育料に表 2 を足して請求いたします。